

# 伏見保育園の 今後の方向性（案）について



【日時】 令和元年5月11日（土） 9時00分～

【場所】 伏見保育園 リズム室

奈良市子ども未来部  
子ども政策課

# 本日の説明会の内容

①市立幼保施設の再編について

②これまでの取組状況

③民間移管の取組について

④伏見保育園の方向性（案）について

⑤民間移管により変わること、変わらないこと

⑥民間移管に向けたスケジュール（案）

# ① 市立幼保施設の再編について[課題]

## 背景

- 急激な少子化の進行
- 教育・保育ニーズの多様化

## 課題

- 市立幼稚園の園児数の減少
- 保育園の待機児童
- 市立幼稚園、市立保育園の施設の老朽化
- 人的な限界等によりサービスアップが困難

## めざす姿

## 目標

- ⇒ 適切な集団規模での教育・保育の実施
- ⇒ 希望される幼稚園利用、保育園利用ニーズを踏まえた量の確保
- ⇒ 様々な教育・保育ニーズに 대응することができるよう施設の運営管理の改善

# ① 市立幼保施設の再編について[計画]

本市では、市立幼保施設が抱える課題を解決するため、平成25年に再編計画を策定しました。

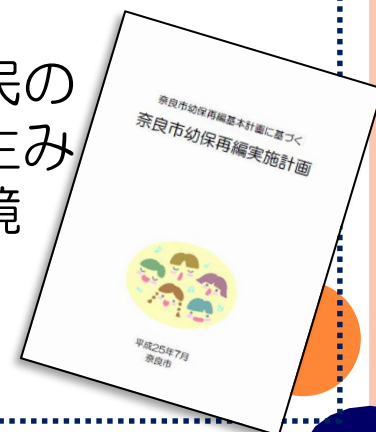
## 奈良市幼保再編基本・実施計画

本市では、「奈良市幼保再編基本計画」及び「奈良市幼保再編実施計画」に基づいて、

- 市立幼稚園と市立保育園を一体化
- 民間活力を最大限に活用(いわゆる民間移管)

これらを2本の柱として再編を計画的に進めることにより、市立幼保施設が抱える課題を解決します。

市立幼保施設が抱える課題を解決することにより、市民の皆様がこれからもずっと、「本当に安心して子どもを産み育て、子育てに大きな喜びを感じることができる」環境づくりを実現したいと考えています。



## ② これまでの取組状況

奈良市では、幼保再編基本計画及び実施計画に基づき、以下のとおり市立幼保施設の統合・再編によるこども園化の取組を行ってきました。

市立園	H21	H30	H31
幼稚園	39園	20園	17園
保育園	22園	10園	8園
こども園	1園	16園	19園



昨年度の取組としては、統合・再編により3園の市立こども園を新たに平成31年度より開園できるよう施設改修等を行いました。さらに、民間移管の取組として、2園の市立園において移管先法人の選定を行い、事業者が決定しました。今後、令和2年度の移管に向けて準備を進めます。

民間移管

鶴舞こども園

公私連携幼保連携型認定こども園

右京保育園

公私連携幼保連携型認定こども園



# ③ 民間移管の取組みについて

## 市立保育園が抱える課題

- ・待機児童の発生
- ・施設の老朽化
- ・人材の不足【保育士不足】
- ・厳しい財政状況【財源不足】

厳しい現状の中でもさらなるサービスアップを目指し取組を推進

取組の二本の柱

①市幼稚園・保育園の  
一体化

市立園の統合により【人材や財源】を捻出し、定員拡充や施設の改修を行い、サービスアップを図っています。

市単独の取組では限界

②市立園の民間移管の  
推進

民間活力を活用し【人材や財源】を確保し、さらなるサービスアップを図ることを推進。

民間移管にあたって

- ・対象となる施設は待機児童が発生しているなど、ニーズが多く民間法人が参入しやすい地域の園を対象とします。
- ・対象施設に応じて民間法人へ求めていく内容を検討していきます。

期待される効果

- ・財源及び人材確保による待機児童の解消
- ・市立園の教育・保育内容を継承の上、民間活力によるさらなるサービスアップ
- ・民間ならではの、保育ニーズに応じた柔軟かつ迅速な対応

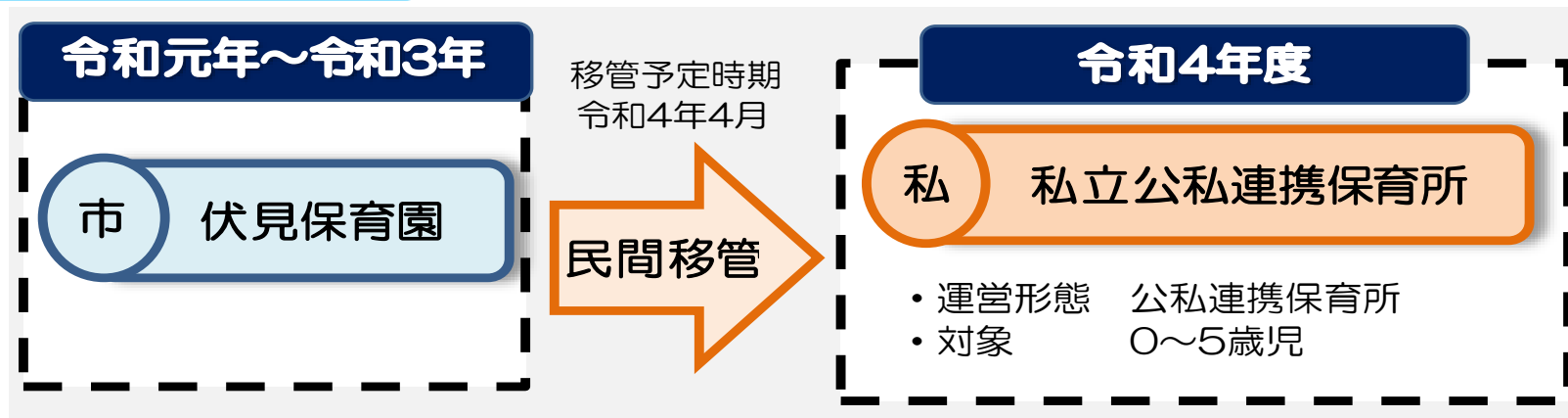
取組を進めています。

現在鶴舞こども園・右京保育園の移管先法人が決定し令和2年に民間移管予定

## ④ 伏見保育園の方向性（案）について

伏見保育園については、民間移管を実施し、「公私連携型保育所」への移行を検討しています。

### 方向性（案）



### 公私連携保育所について (児童福祉法第56条の8)

市と移管先法人が協定を結ぶことにより、移管先法人に対して市のカリキュラムに基づいた教育・保育や行事などの引継ぎを条件に民間移管を行い、さらに民間移管後も市が運営に関わりを持ち、実際に協定に基づいて運営しているか指導監査が可能となります。

また、協定を結ぶことにより、園舎などの設備等を、移管先法人へ無償又は廉価での貸し付け、もしくは譲渡が可能となります。



## ④ 伏見保育園の方向性（案）について

民間移管することにより、さらなるサービスの充実を図ります。

### 移管後の運営内容等について

#### 伏見保育園と同じ

- 保育料
- 基本的な保育内容・給食
- 支援の必要な園児への教育・保育



民間法人に移管しても、法律で定める認可保育所であることに変わりはありません。

#### 移管後に期待されるもの（例）

- ① 保育時間の延長  
例) 平日7時～19時30分まで  
土曜の延長も考えられます
- ② 施設整備の実施  
老朽化の改善などの整備が考えられます
- ③ その他  
利用者のニーズに応じて  
園独自のサービスを実施



## ⑤ 民間移管により変わること、変わらないこと

### 保育料



変わりません

保育料は、条例等に基づいて市が決定していますので、市立と私立での違いはないことから、民間に移管されることによって高くなることはありません。  
また、教材費などの新たな保護者負担の導入については、移管先法人と保護者間の協議により決定することとします。

### 教育・保育内容



より充実します

移管先法人に対し、十分な引継を行うことで、これまで地域や保護者の皆様と築き上げてきた園の行事や日々の教育・保育等を引き続き実施します。さらに、民間のノウハウや資源を活用することで、延長保育の拡充など、保育サービスの充実を図ります。

### 施設



変わりません

園舎については、現状のまま活用を検討していますが、移管先法人によって、老朽化の改善のための施設整備を実施するなど、より充実する可能性があります。

## ⑤ 民間移管により変わること、変わらないこと

### 運営の主体



変わります

運営主体は、奈良市から民間法人（社会福祉法人等）に移管しますが、締結する協定に基づいて、十分な引継期間を設定し、移管後も定期的に指導・監査を行っていきます。

### 保育士等の職員



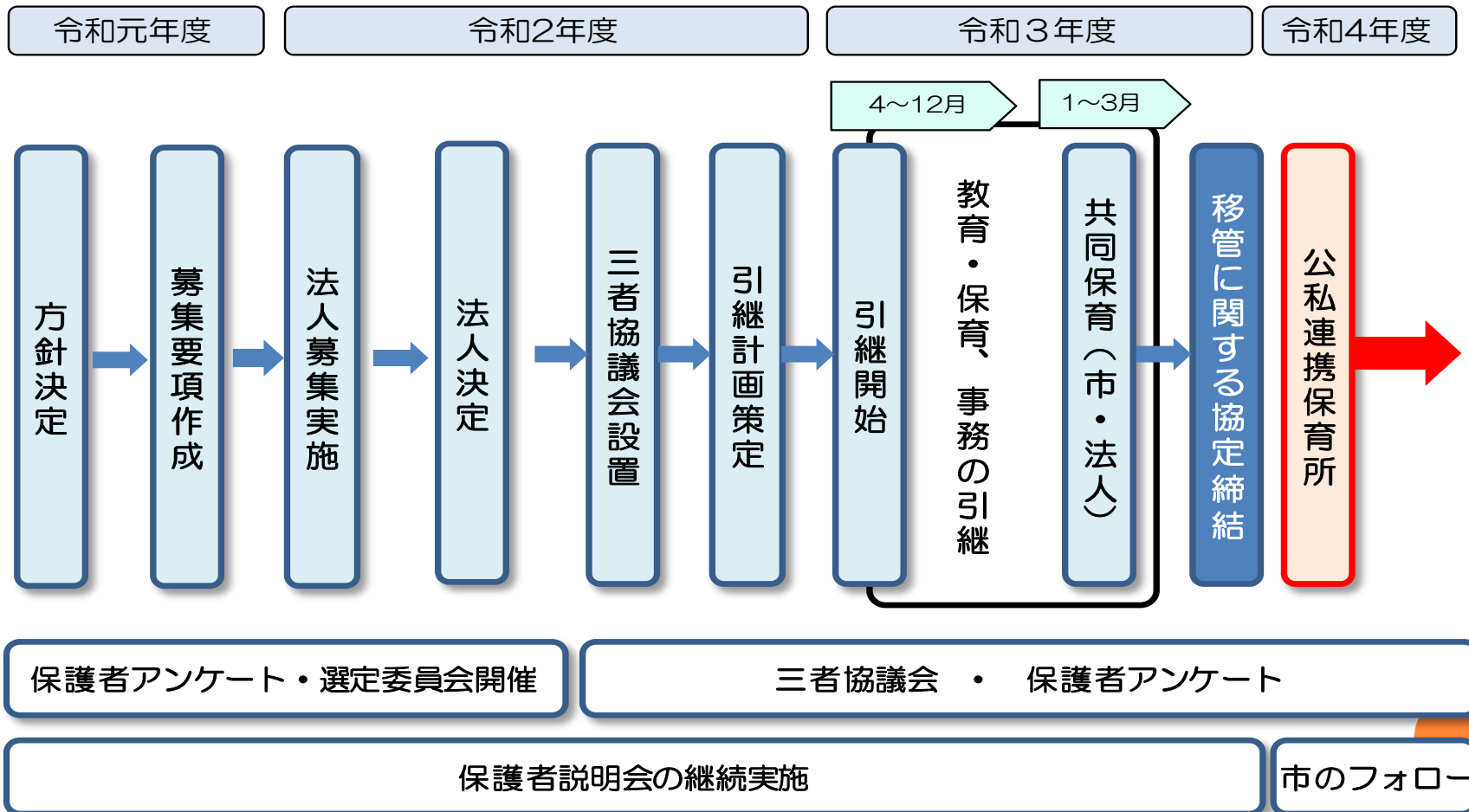
変わります

市職員である保育士等から、民間法人職員である保育士等に変わることとなります。ただし、園児への影響を考慮し、十分な引継期間を設定します。この期間においては、園児それぞれの発達段階に応じ、移管後も継続的な教育・保育が行えるよう、個々の園児の様子などの把握に努めるとともに、園児や保護者との信頼関係を構築できるよう、きめ細かく対応しながら、市と移管先法人による共同保育などを行っていきます。

# ⑥ 民間移管に向けたスケジュール（案）

民間移管に伴う園児・保護者への影響を最小限にするために、十分な引継ぎ期間等を確保し取り組みを進めていきます。

## 民間移管に向けたスケジュールイメージ



# ⑥ 民間移管に向けたスケジュール（案）

## 令和元年度の取組予定

### ● 方針決定

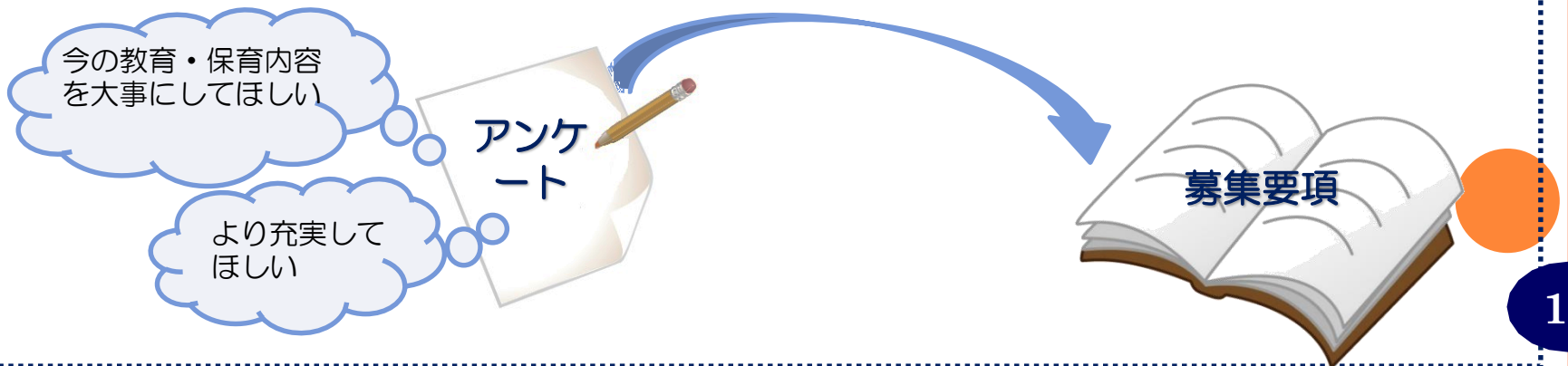
- ・伏見保育園の民間移管の取り組みを進めるにあたって、市の方針を決定します。

### ● 募集要項（案）の作成

- ・募集要項内容の決定は、令和2年度に開催する「奈良市幼保施設運営事業者選定委員会」で行いますが、令和元年度はそれに向け、素案の作成を行います。

### ● 保護者アンケートの実施

- ・保護者一人ひとりの思いを選定委員会及び応募法人へ伝えるために、保護者アンケートを実施し、募集要項や選定課程、移管後の運営にできる限り反映できるよう取り組みます。



# ⑥ 民間移管に向けたスケジュール（案）

## 令和2年度の取組予定（移管先法人選定）

### ● 移管先法人の選定

- 移管先法人の選定にあたっては、公平性・透明性・専門性を担保するため、学識経験者等から構成される「奈良市幼保施設運営事業者選定委員会」を開催し、選定委員会の審査結果を基に、移管先法人を決定します。

（奈良市及び選定委員会の役割）

[募集要項の策定]

募集条件、選定条件等、募集要項の内容を決定します。

[応募法人の審査]

書類審査及びヒアリング審査のほか、応募法人が運営する施設の現地視察を行います。



## ⑥ 民間移管に向けたスケジュール（案）

令和3年度の実施予定（移管先法人選定後の園運営・保育等の引継）

### ● 三者協議会の設置

- 円滑に民間移管が行われるよう、移管先法人が決定次第、保護者代表、奈良市、移管先法人で構成する三者協議会を設置し、協議を行い、合意形成を図ります。
- 例えば保育料以外の新たな費用が発生するサービスについては、三者協議会で協議し、保護者の同意を得た上で行うこととなります。



### ● 引継ぎ・共同保育の実施

- 市立で培ってきた教育・保育内容のほか、行事、保健衛生、安全対策、地域との関係など施設運営全般について1年間かけて引継を行います。
- 園児への影響が出ないよう、移管3か月前からは園児に関する健康・発育などの記録を基に、一人ひとりの生活の様子などを移管先法人との共同保育により引継を行います。



## ⑥ 民間移管に向けたスケジュール（案）

### 令和4年度以降の取組予定（民間移管後）

#### ● 市職員によるフォロー

- 共同保育終了後も、移管後2～3か月程度は市職員を派遣し共同保育を行う予定です。
- 民間移管後においても、移管先法人と締結する協定を基に、市が一定の関与を保ちますので、移管後についても引き続き、市職員が園訪問し、協定の内容が守られているかどうかを確認するとともに、必要に応じて助言や指導を行います。



#### ● 移管後の保護者アンケート等の実施

- 保護者対象のアンケートも実施することにより、民間移管の検証・評価を行い、後の施設運営に活かしていきます。
- 移管後、一定期間が経過した後に第三者評価等の受審を移管先に求めていきます。

## [ 今後の予定 ]

今後の予定としましては、伏見保育園の再編方針が決定すれば、改めてお知らせさせていただくとともに、今後も継続的に説明会等を実施させていただきます。また、本日の説明会の内容や、奈良市の取組についてご不明な点があれば、随時お問い合わせください。

### 子ども政策課の問い合わせ先

[ 担当課 ] 奈良市 子ども政策課（市役所中央棟3階）

[ TEL ] 34-4792

[ FAX ] 34-4798

[ MAIL ] [kodomoseisaku@city.nara.lg.jp](mailto:kodomoseisaku@city.nara.lg.jp)

[ 幼保再編に関する市ホームページ ]

➤<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1512372039315/index.html>

